

一般 夏場の水泳ほか体育授業について

渡辺 修（みどり21）



老朽化する市内の小中学校のプール設備と炎天下の体育授業について質問しました。

効。

Q 小中学校水泳授業の在り方とプール設備の改修計画について。

A 現時点で具体的な改修計画はないが、将来的な更新や大規模改修に備え、学校間の共同利用や民間委託の可能性を含めた計画作成が必要。

Q 体育授業にスイミングスクール活用は可能か。

A 水泳授業は水泳技術習得、体力向上など多岐に渡る教育効果が期待できる。教員による指導を継続する方針。ただし、プール維持が困難な場合はスイミングスクール施設利用も検討。

Q 水泳の授業を夏場から秋口に変更して行うことは可能か。

A 9月までの運用は夏季休業中のプール管理が必要。経費面や職員の働き方などを踏まえ夏季休業前が適当。熱中症対策としては、例年より前倒しし6月初旬開始することが有



Q プール補助員配置について。
A プール準備における補助的職員の配置は、負担軽減が可能な業務の一例。様々な方策で教員の働き方改革を進めていく。

Q プールを覆う屋根やネットの設備は予算的にも法令的にも厳しいが水面を遮光する手段はないか。

A 全国的にも例が少なく、天候や安全面など課題がある。水面の遮光ではなく、プールの開始時期を工夫するなど、ほかの手法を考える。現時点では水面の遮光は考えていない。

一般 財産区の廃止について

横山 陽仁（至誠の絆）



Q 県に届け出た正式な財産区はどこか。

A 高橋財産区と内田財産区の2カ所。

Q 市で把握している財産区は。

A 高橋・内田の他、河東、西方、堀之内地区で各1団体、横地地区で3団体、河城地区で7団体、六郷地区で5団体の計20団体。

Q 地区振興費としての支払いの仕方は。

A 契約は市で行い、権利を持っている地区へ振興費として支払いをしている。

Q 実際に借用したいという者が出た場合は、どのような形で相談するのか。

A 市有地になっているので市に相談が来る。財産区の場合は市から地区と相談するように伝える。

Q 主に明治時代の遺物のような財産区を合併20周年を機会に廃止したかどうか。

A 市の方で受け取っても管理等できないので、今のままでいきたい。明治時代からの話という側面もあるくらいの話、相手もあること、広く今後研究していく。

他に「原価管理の手法を行政に応用したらどうか」ということを質問しました。

